

様式第20(第14条関係)

太わく内を記入してください。

診療用エックス線装置備付届書	
年 月 日	
鹿児島市保健所長 殿	
管理者住所	
管理者氏名	
別紙のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項の規定により届け出ます。	

年 月 日 決 裁							保 受 健 付 所	
所		課		係		係		
長		長		長				

受 理 番 号	第	号	受 理 年 月 日	年 月 日
---------	---	---	-----------	-------

施設	名 称			
	所 在 地	鹿児島市		
装置に関する事項	製 作 者 名			
	型 式			
	台 数			
	定 格 出 力	連 続 短時間 蓄放式		
	用 途			
従事する者に 関する事項	氏 名	年齢	職 種	エックス線診療に関する経歴
エックス線装置の 防止に関する構造設備の概要	エックス線管の容器及び 照射筒のエックス線量			
	付 加 る 過 板			
	透 視 装 置	透 視 中 の 患 者 へ の 入 射 線 量 率		
		警 告 音 等 を 発 す る タ イ マ ー		有・無
		焦 点 皮 膚 間 離 隔 装 置 又 は イン タ ー ロ ッ ク		有・無
		エ ッ ク ス 線 照 射 野 絞 り 装 置		有・無
		受 像 器 通 過 エ ッ ク ス 線 の 空 気 カ ー マ 率		
		最 大 照 射 野 を 3cm 超 え る 部 分 を 通 過 し た エ ッ ク ス 線 の 空 気 カ ー マ 率		
	被 照 射 体 周 囲 の 散 乱 線 し ゃ へ い 装 置		有・無	
	撮 影 装 置 (胸 部 間 接 撮 影 装 置 を 除 く。)	エ ッ ク ス 線 照 射 野 絞 り 装 置		有・無
		エ ッ ク ス 線 管 焦 点 皮 膚 間 距 離		cm
		エ ッ ク ス 線 管 焦 点 及 び 患 者 と 操 作 位 置 の 距 離		m
	胸 部 間 接 撮 影 装 置	エ ッ ク ス 線 照 射 野 絞 り 装 置		有・無
		受 像 器 の し ゃ へ い (装 置 の 接 触 可 能 表 面 か ら 10cm に お い て 1.0マイ クログレイ/ばく射以下)		有・無
		被 照 射 体 周 囲 の し ゃ へ い (し ゃ へ い 物 か ら 10cm に お い て 1.0マイク ログレイ/ばく射以下)		有・無
治 療 装 置	ろ 過 板 が 引 き 抜 か れ た と き、エ ッ ク ス 線 の 発 生 を 遮 断 す る イン タ ー ロ ッ ク		有・無	

エックス線診療室の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造						
	診療室の防護物の概要	しゃへい物 しゃへい場所	構造	材	料	厚	さ
			天井				
		周囲の壁	東				
			西				
			南				
			北				
			監視用窓				
		床					
		出入口の扉					
		その他の開口部					
		装置を操作する場所	操作室	有 ・ 無			
			その他				
		診療室画壁外側の最大実効線量					
標識		有 ・ 無					
エックス線診療室の防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域を設ける場所					
		境界における線量					
		立入制限措置					
		標識		有 ・ 無			
	敷地の境界・その他	注意事項の掲示		有 ・ 無			
		敷地内居住区域及び境界の実効線量(250マイクロシーベルト/3月)		超えない ・ 超える			
		入院患者の被ばく放射線(診療による被ばくを除く。)の実効線量(1.3ミリシーベルト/3月)		超えない ・ 超える			
	取扱者の被ばく測定器具		ポケット線量計 フィルムバッジ アラームメータ その他( )				